日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学生は、**情報科学研究科教務係**まで申し出てください。

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害内容, 災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
令和6年7月25 日からの大雨災 害にかかる災害 救助適用地域	【秋田県】 横手市、湯沢市、由利本 荘市、場別市、にかほ 市、山北市、山北郡 町、雄勝郡村 【山形県】鶴岡市、雄勝郡東成瀬村 【山形県】鶴岡市、酒市、 村、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市、東京市	令和 6 年 7 月 25 日

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>申込方法>緊急採用・応急採用>災害救助法適用地域> 1年以内の災害救助法適用地域

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

- ①緊急採用 ⇒ 第一種奨学金 (無利子)
- ②応急採用 ⇒ 第二種奨学金(有利子)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu okyu/index.html

③JASSO 支援金 (一時金)

https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html

4. 申請期限

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

区分	申請期限
緊急・応急採用	事由発生から1年以内
JASSO 支援金	事由発生から 6 か月以内

- ※申請時に公的書類(罹災証明等)の提出が必要な場合があるため、以下の期限内に 担当窓口まで申し出てください。
 - ①②緊急・応急採用⇒事由発生から8か月以内
 - ③JASSO 支援金 ⇒事由発生から4か月以内